

岸危第 1526 号
令和 8 年 2 月 6 日

大阪府宅地建物取引業協会
泉州支部長 様

危機管理課長
下水道河川整備課長

水防法に基づく内水氾濫ハザードマップの公表について（お知らせ）

平素より本市の防災・下水道行政にご理解とご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび本市では、水防法に基づく内水氾濫ハザードマップを公表しました。宅地建物取引業法に基づく重要事項説明において、水害リスク情報の説明が必要となることから、下記のとおり周知いたします。会員事業者様への周知および実務でのご活用をお願いいたします。

記

重要事項説明において、本市が公表した内水氾濫ハザードマップにより、当該物件の水害リスクに関する情報の説明対象となります。

○重要事項説明における留意事項

- ・ハザードマップは想定に基づくもので、実際の浸水状況を保証するものではありません
- ・受け手に誤解にならないよう、想定的前提（降雨条件、区分の意味等）を簡潔に付記してください

○岸和田市ホームページ

危機管理課ホームページ（内水氾（はん）濫ハザードマップ）

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/hmnaisui.html>

下水道河川整備課ホームページ（雨水出水浸水想定区域（内水）を指定しました）

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/60-hazard.html>

（担当）

内水氾（はん）濫ハザードマップに関する事項：岸和田市危機管理部危機管理課

電話：072-423-9437（直通） ・ E-mail：kkanri@city.kishiwada.osaka.jp

ハザードマップの技術的内容に関する事項：岸和田市下水道河川部下水道河川整備課

電話：072-423-9650（直通） ・ E-mail：gseibi@@city.kishiwada.osaka.jp